

○村上智行委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続いたします。

立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。かつち恵委員。

○かつち恵委員 立憲・無所属クラブのかつち恵です。中小企業等特別高圧電気料金支援事業について質疑いたします。

今回の補正予算では、中小企業等特別高圧電気料金支援事業として九千万円が計上されています。エネルギー価格の高騰は長期化しており、県内企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。県は現在の電力価格高騰が県内の企業の経営にどのような影響を与えると認識しているのか。また、今回改めて特別高圧電気料金支援を実施する必要があると判断した理由について伺います。

○末永仁一経済商工観光部長 エネルギー価格や物価高騰の長期化に伴う電気料金の負担増は、県内中小企業等の経営を圧迫しており、非常に厳しい状況にあると認識しております。電気料金の上昇は製品価格への上昇圧力となりますが、厳しい経済環境の中で価格転嫁が困難な中小企業等においては、利益率の低下や設備投資の抑制につながり、県内経済全体の活力に悪影響を及ぼすことが懸念されます。これまで国において、一般家庭や小規模店舗が利用する低圧及び中小規模の工場、ビルなどが利用する高圧の電力契約を対象に、電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援を行ってまいりました。一方、大規模工場等が利用する特別高圧契約については、この国の支援事業では対象となりませんが、都道府県において、重点支援地方交付金を活用して支援するよう国から要請されているところです。そのため我が県では、この国からの交付金を活用して特別高圧契約に対して支援を行っているところであり、今回の補正予算をお認めいただければ、第九期目の募集となる予定でございます。

○かつち恵委員 九千万円を計上した積算根拠は、何事業者を支援対象とし、一事業所当たり幾らぐらいの支援を見込んでこの予算を積算したのかお伺いします。

○末永仁一経済商工観光部長 今回の想定件数としては二百七十件を予定しております。そこで、ボリュームゾーンとしては一者当たり四万円程度補助する予定としております。それを積み上げたものが九千万円となる予定でございます。

○かつち恵委員 続いて、県では令和五年度以降、継続して同様の支援を実施してきました。電気料金高騰への対応として複数回にわたり支援を行っていることを考えると、もはや一時的な物価高騰対策というよりも、地域経済や雇用を支えるための産業支援策としての性格が強くなっているのではないかと考えます。県はこの事業を緊急的な物価高騰対策と位置づけているのか、それとも地域経済や雇用を支える基盤産業への支援として位置づけているのか、事業の本質的な位置づけについて伺います。

○末永仁一経済商工観光部長 国では重点支援地方交付金につきまして、地域の実情に応じた支援を実施するために措置したものでありまして、特別高圧電力利用者に対する支援が推奨事業メニューとして示されております。この交付金は物価高騰の影響を受けた生活者に対し支援を行う事業を対象としておりまして、国からも先月五日付でこの交付金を活用して可能な限り早期の予算化を行うよう要請を受けたところでございます。また、エネルギー価格高騰を緩和することが、結果として地域経済や雇用を支えることにつながるという側面もあるものと考えております。

○かつち恵委員 今回の制度では、大型商業施設等に入居するテナント事業者も支援対象となっています。一方で、特別高圧契約の主体は施設管理者であり、実際に電気料金を負担しているテナント事業者が制度を十分把握していない可能性もあります。県として支援が必要な事業者に制度が確実に周知されるよう、どのような取組を行うのか伺います。

○末永仁一経済商工観光部長 県では本事業を必要とする中小企業等に対しまして、制度を確実に周知するため、関係機関との連携や直接的なアプローチによる周知に取り組んでおります。具体的には、募集開始に際しましては、県ホームページの活用により幅広く周知するとともに、特別高圧電力を契約する大規模工場や大型商業施設等の受電施設の管理者に対する周知のため、東北電力や東北経済産業局を通じて、全国の電力小売事業者に対しても周知の協力を依頼しているところでございます。加えて、過去に本事業の申請を行った中小企業等に対しましては、テナント事業者等も含めて、募集開始に合わせ、電子メールにより直接募集案内を送信し周知を行っております。更に、大型商業施設等に入居するテナント事業者も支援対象となっていることから、そのことを分かりやすく周知するとともに、東北電力等の電力小売事業者に対し、施設管理者を通

じて実際の入居テナント事業者に対してもお知らせするように働きかけているところでございます。

○かつち恵委員 施設管理者による取りまとめ申請の場合、テナント事業者に適切に支援効果が及ぶことをどのように確認していくのか伺いたいと思います。

○末永仁一経済商工観光部長 本事業の申請に当たりましては、実際の電力使用者である個々のテナント事業者の事務負担軽減を図るため、大型商業施設などの施設管理者が一括して取りまとめる申請方法も可能なものとしております。その取りまとめ申請があった場合、県では取りまとめを行った施設管理者に対して一括して補助金を交付しております。その補助金が個々のテナント事業者に対して適切に支給されているかについては、補助金の交付後に、県の職員が施設管理者を直接訪問し、現地調査を行い確認しているところです。引き続き、本事業による支援効果がテナント事業者に確実に行き渡るように取り組んでまいります。

○かつち恵委員 今回の支援は重要な負担軽減策ではありますが、一方で、補助金による支援を繰り返すだけでは根本的な解決にはつながらないと考えます。県は今回の特別高圧電気料金支援事業をどのように評価しているのか、今後のエネルギー価格高騰対策に加え、県内企業の競争力強化に向けて、どのような方向性で取り組んでいく考えなのか所見を伺います。

○村井嘉浩知事 本事業は国の電気・ガス料金負担軽減支援事業の支援対象外となっている特別高圧受電の中小企業等を対象としておりまして、これにより、電気料金の高騰により厳しい経営状況にある中小企業等の負担軽減につながる有効な事業であると評価しております。こうした緊急的な支援に加えまして、県内中小企業等の競争力強化に向けては、企業自らが生産性の向上をはじめ、新商品の開発や販路開拓などに取り組む稼ぐ力を高めていくとともに、適正な価格転嫁により経営基盤の強化を図ることが重要であると認識しております。このため、これまでも中小企業等再起支援事業や、先月創設いたしました価格転嫁支援サポーター制度などの各種支援事業を通じて、企業の実情に応じた総合的な支援を行ってきております。引き続き、中小企業等支援機関などの関係機関との連携を図り、中小企業等の競争力の強化につながるよう支援してまいります。

○かつち恵委員 きつちりと中小企業の皆さんに支援が届きますようお願い申し上げます。
まして、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。